

官製談合事件に係る原因究明及び 再発防止策報告書

令和2年12月22日

官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム

目 次

1	はじめに	P 1
2	事件の概要	P 1
3	本市の対応	P 2
4	本事件の調査結果等	P 3
5	入札・契約に関する状況調査	P 5
6	再発防止策	P 8
7	職員の処分	P11
8	総括	P12

<資料編>

1	事件発覚後の経過	P13
2	調査結果（入札・契約事務に係る状況調査、 業務委託契約の入札状況調査）	P14
3	プロジェクトチーム要綱・名簿	P21
4	法令遵守審査委員会委員名簿	P23

1 はじめに

令和2年10月に、秋葉区内の公園管理業務委託契約をめぐり、官製談合防止法違反などの疑いで本市職員が逮捕、起訴される事件が発生した。

この事件を受け、本市では、高橋副市長を総括者とする「官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム」（以下「調査チーム」という。）を設置し、調査検討を行ってきた。

調査チームでは、本事件の原因究明だけでなく、再発防止に万全を期すため、本件事件に限定せず、本市における入札・契約事務において、不正につながる可能性のある課題の洗い出しを行い、課題を明確にした上で対応策を検討してきた。

ここに、調査内容及び再発防止策等について報告するものとする。

なお、当報告書の作成にあたっては、新潟市法令遵守審査会委員に調査内容・再発防止策を説明し、意見聴取を行った。

2 事件の概要

事件当時、秋葉区役所建設課で勤務していた元職員（逮捕時は、西蒲区役所建設課に勤務）は、秋葉公園管理業務委託の指名競争入札において、入札参加業者である株式会社フィールドスケープ（以下「FS社」という。）に秘密事項である最低制限価格を令和2年3月23日に教示するなどし、3月25日に実施された入札では、教示されたFS社が最低制限価格と同額で落札した。

令和2年10月7日に、官製談合防止法違反などの疑いで本市職員が逮捕され、10月28日に起訴されるに至った。

3 本市の対応

(1) 臨時庁議における職員へ綱紀の保持の徹底

職員逮捕を受け、令和2年10月12日に各部・区長などに対し臨時庁議において、市長が訓示を行い3点の指示を行った。

- ① 再発防止に向けた対策として、調査チームを設置し原因究明を行っていくこと及び、現場目線で各職場が早急に契約事務に関する課題の確認と再発防止策を行うこと
- ② 不正の温床をつくらない環境づくりと職場づくりを行うこと
- ③ 組織全体、職員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させることあわせて、庁内に「綱紀の保持及び事務の適正な執行について」を通知

(2) 官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チームの設置

・設置日 令和2年10月15日

・チーム構成 9名

総括者 高橋副市長

副総括者 総務部長（理事）、財務部長

チーム員 行政経営課長（総務部次長）、人事課長、財務課長、契約課長、
中央区役所総務課長（副区長）、西区役所建設課長

事務局 行政経営課

・チーム会議 5回開催

(3) 服務等に関する連絡会議の開催

令和2年10月20日に服務等に関する連絡会議を開催し、全所属長に服務、コンプライアンス、契約事務などについて、徹底を行った。

4 本事件の調査結果等

(1) 聞き取り調査

令和2年11月16日から当該元職員への聞き取りを開始。事件を起こした背景などについて調査を行った。

① 事件の背景・確認した事項

ア 当該元職員の担当業務

当該元職員は、平成27年度から令和元年度までの5年間、秋葉区役所建設課維持係に在籍し、平成28年度から令和元年度の4年間にわたり公園の維持管理を担当していた。秋葉公園管理業務においては、平成28年度から30年度は主担当を補佐する副担当として従事し、令和元年度からは主担当として監督員や委託料の支払いなどを行った。ただし、いずれの場合も設計・積算は担当していなかった。

イ 不正につながる「動機」

当該元職員は、令和元年度から秋葉公園管理業務の担当となったが、入札の結果、委託事業者がFS社から他の事業者に変更されていた。

聞き取りの中で、当該元職員は「平成28年度から30年度まで受注していたFS社の仕事ぶりが大変良かったことから、落札させようとの思いが強まった」と話している。

当該元職員はFS社役員と面会した際、「FS社で秋葉公園の管理業務をやらせてもらえれば、しっかりやれる」と言われ、このFS社との面会が最低制限価格を漏えいするきっかけとなった。当該元職員は「令和2年度はFS社に請け負ってもらいたい」と思っており、このころから最低制限価格をFS社に伝えるかどうか考えていた。「教えるべきではない」という思いと「秋葉公園の管理をなんとかしなければならぬ」という思いがあつて、心中には葛藤があつたと供述している。

ウ 不正が生まれる「機会」

当該職員は、どうやって最低制限価格を知りえたかということについて「令和2年3月中旬くらいに決裁資料（押印決裁）が管理係から維持係に回付されてきた。予定価格、最低制限価格の記載があったので、それで予定価格等を了知した」と供述している（※ただし、後日の関係者への聞き取りによれば、決裁資料は当該元職員には回付されておらず、他の職員も「資料を当該元職員に見せていない」と話している。調査チームでは、管理係から維持係の設計・積算担当である別の職員に回付されてきた決裁資料を、当該元職員が、その職員の目が届かない隙に見て、最低制限価格を了知したものと判断した）。

データ管理については、ファイルにパスワードを設定しておらず、他係の職員であってもデータを見ることができ、たとえ決裁資料が維持係に回付されなかったとしても、予定価格等を知ろうと思えば知ることができたと確認された。

また、FS社とは令和元年度は他の委託業務での用件もあり、週3、4回は顔を合わせていたことから、心理的にも距離感が近い存在であったことが伺われる。

エ 不正を「正当化」しようとする考え

当該元職員は、「FS社が請け負ったほうが、秋葉公園の管理がより適切に行うことができる」という思いから、令和2年3月23日午後、秋葉区役所内において最低制限価格と予定価格を、付せんを書いてFS社の役員に渡した。

② 事件発生の原因（聞き取り調査の結論）

原因は、「動機」及び「正当化」で分類したとおり、当該元職員が「FS社が請け負ったほうが、業務をより適正に行うことができる」と思い込み、情報漏洩を行ったことが第一に挙げられるが、入札事務の進め方や事務の環境等に、不正が生まれる「機会」が存在したことも確認された。

5 入札・契約に関する状況調査

今回の事件に限定することなく、全庁内を対象に現行の入札制度における課題の洗い出しを行った。この課題を明確にすることにより、再発防止策を講ずることによって不正が生まれる「機会」の減少につながるものである。

(1) 調査の概要

① 入札・契約事務に関する調査

対象業務 所管課が令和元年度と2年度に、入札(※)事務を実施した業務委託及び賃貸借契約

(※)一般競争入札又は指名競争入札を言い、随意契約(一者随意契約、プロポーザル方式)を除く。

抽出業務数(準課機関等は課等でとりまとめ) 2,357件(135所属)

- 調査項目
- ア 各契約名・年度
 - イ 契約種類
 - ウ 各契約の入札・契約事務状況
 - ・事務の進め方
 - ・予定価格の算定
 - ・指名業者の選定
 - ・予定価格、最低制限価格の決定
 - ・情報管理
 - ・研修体制
 - ・打ち合わせ環境等
 - ・働きかけ等
 - ・改善事例の提供等

② 業務委託契約の入札状況調査

対象業務 過去3年間(平成30年度から令和2年度)の業務委託の入札事務のうち最低制限価格と落札額が一致したもの

抽出業務数 52件

(2) 確認された課題

① 入札準備段階の課題

ア 参考見積り徴取の業者及び指名業者の固定化

入札にあたっては、予定価格を決定するための参考見積徴取や、指名競争入札を行うための指名業者の選定において、見積業者または、指名業者が固定化されている事例が全体の約3割の業務で見られた。

<理由・原因など>

業務の特殊性により請け負える業者が限られることや、受注実績があること、地域性を考慮した結果などの理由があげられている。

イ 担当する職員の決裁ラインの未分離

予定価格、最低制限価格の決定事務において、所属内で入札事務を担当する職員と設計・積算等を担当する職員の決裁ラインを分けていない事例が全体の約7割の業務で見られた。

<理由・原因など>

決裁ラインを分けていない理由として、事務の効率化や、入札・契約事務担当者だけでなく設計・積算担当者もチェックに加わったほうが正確性を保てるといった理由が挙げられている。また、現在、決裁ラインを分けることのルール化はされていない。

② 入札制度・方法についての課題

ア 最低制限価格の設定方法の固定化

道路や公園の維持管理や清掃などの業務委託の入札に関しては、労働者の適正な賃金確保や、業務の品質確保の観点から最低制限価格を設けているが、この最低制限価格の設定に用いる算定率を毎年度固定している事例が全体の約3割の業務で見られた。

イ 3年間で最低制限価格と落札額が一致した業務委託件数52件

平成30年度から令和2年度までの3年間で、今回の事件を含め、最低制限価格と落札額が一致した業務委託件数は、52件確認された。

<理由・原因など>

公開されている積算単価の利用に加え、算定率の固定化や最低制限価格の事後公表など、既存の情報により最低制限価格が推察可能であったと考えられる。

これらの状況から、多くの場合、複数業者の同額入札によるくじ引きが発生していた。

ウ 入札実施後の予定価格及び最低制限価格の公表の取扱いが不統一

部署ごとに、予定価格及び最低制限価格の事後公表の有無が統一されていなかった。

<理由・原因など>

業務委託の入札は、所属単位で実施されており、事後公表のルールの明確な取り扱いがなされていない。

③ 事務の環境についての課題

ア 所属内における情報セキュリティ対策の未整備

入札事務は、予定価格や最低制限価格など重大な機密情報を取り扱う事務であり、関係者以外の執務室への無断立ち入り禁止や情報セキュリティの徹底など外部への情報漏洩の防止については、対策が取られていたが、所属内では、担当する特定の職員以外でも閲覧できる環境があった。

イ 研修の未徹底

契約事務に携わる職員全員が契約事務に関する研修を受講していないなど、契約事務についての認識が統一されていなかった。

ウ 業者との打ち合わせ環境の未整備

業者との打ち合わせ時に、担当者 1 人で対応することや、人目につきにくいミーティングスペースの利用が多かったことが、不正の温床につながる危険性がある。

6 再発防止策

(1) 不正が生まれる「機会」をなくすために

① 入札制度の見直し（令和3年4月契約分から実施予定）

ア 最低制限価格の設定方法の見直し

今回の事件の発端となった最低制限価格の漏洩については、業務担当職員を含め入札担当職員以外が、容易に最低制限価格に関する情報を入手できたことが原因の一つである。

さらに、道路・公園等の維持管理の業務委託については、公開されている積算単価の利用に加え、算定率の固定化等により、最低制限価格の推測が可能であり、多くの入札で同額入札が発生していた。

これらのことから、最低制限価格の漏洩や容易な推測を防ぐためには、入札段階まで、最低制限価格が決定されない仕組みが必要である。

このため、あらかじめ算出した最低制限価格の基本額に対して、開札時にランダムに設定する係数を乗ずる方法により決定する方法等、容易に最低制限価格を推察できない方法を導入する。

イ 予定価格・最低制限価格の事後公表の見直し

予定価格や最低制限価格の事後公表のあり方について、入札事務の透明性や競争性の確保など、様々な角度から検討を行い、市全体で統一した取扱いとする。

② 見積業者・入札指名業者固定化の抑制（今年度中速やかに通知予定）

ア 毎年度一定数の見積業者、入札参加業者を原則入れ替えの徹底

入札準備段階では、調査の結果から約3割の入札事務において、見積業者または、指名業者が固定化されている事例が見られたことから、特に毎年度継続して行われる業務委託（例：道路管理、清掃など）について、毎年度一定数の見積業者、入札参加業者を原則として入れ替えるよう全庁に周知徹底を図る。

イ 価格以外の要素も含めた選定方法や複数年契約の活用

特殊性の高い公園など美観や様々な作業の組み合わせによる総合的な管理が必要な業務や、特殊な機械など限られた業者しか扱えない業務などについては、総合評価落札方式やプロポーザル方式による選定方法など業務内容にふさわしい方法の実施を検討する。

また、複数年度で契約することで効果が高まる業務については、債務負担行為を設定し、事業者の受注意欲の向上や経費の削減を図る。

③ 入札事務の見直し

ア 業務担当職員と入札担当職員の原則分離（今年度中速やかに通知予定）

予定価格、最低制限価格の決定事務において、所属内で入札事務を担当する職員と設計・積算等を担当する職員の決裁ラインを分けていない事例が全体の約7割の業務で見られたことから、契約に関する業務マニュアルを充実させ、極力、業務担当職員と入札担当職員を分けることを徹底する。

ただし、人員の関係で難しい場合は、予定価格をはじめとする秘密とすべき情報を知りうる職員を限定するよう取扱いを徹底する。

イ 電子入札の導入範囲の拡大など入札実施体制の改善に向けた検討

（中期的課題）

業者と対面する機会を減らすとともに、入札事務の効率化や情報管理の強化を図るため、電子入札の導入範囲の拡大に向けた検討を行う。

また、これに合わせて、各課で実施している業務委託の入札事務を含め、全庁的な入札契約事務の実施体制のあり方についても、検討する。

④ 不正を未然に防ぐための環境改善（実施済み）

聞き取り調査や事務の状況調査からも明らかであるが、入札事務における情報管理の不備が今回の事件を発生させた機会要因として考えられる。すでに、各所属において予定価格・最低制限価格の記載された書類の厳重保管や入札に関する電子ファイルの暗号化が行われているほか、複数職員による業者対応などを速やかに改善しているとの報告を受けている。

しかしながら、本市においては職員が外部に入札に関する情報を漏洩するという事件を再び発生させており、形骸化しないような定期的な注意喚起や点検を行っていくような継続した取り組みが重要である。

(2) 不正につながる「動機」、不正を「正当化」しようとする考えをなくすために

① コンプライアンス意識の継続的な徹底と契約事務に関する研修の見直し

ア コンプライアンス意識の徹底（実施済み）

コンプライアンス意識の徹底については、これまで、所属長向けのコンプライアンス推進責任者研修を毎年度実施し、その後、所属長による職場内研修を実施することで、全職員がコンプライアンスに関する研修を受講する体制をとっている。また、年に2回、コンプライアンス意識を再確認するために、職場内でチェックシートによる振り返りを行っている。

今回の事件を受け、職員一人ひとりに対する徹底という点では、不十分と言わざるを得ず、今一度、効果的なコンプライアンス研修のあり方について検討を行い、全庁のコンプライアンス意識を向上させる必要がある。

イ 契約事務に関する研修体系等の見直し（令和3年度から実施予定）

入札事務を行う職員だけでなく、設計・積算等の業務を行う職員も含めて、契約に関する基本原則を習得させるため、契約事務の基本や不正防止法令などに関する研修を行う等、研修体系を見直すとともに、各課で契約事務に係る適正な内部統制の構築ができるようマニュアル類の充実を図る。

7 職員の処分（令和2年12月14日付）

(1) 当該元職員 懲戒処分 免職

(2) 管理監督者

・秋葉区役所

課長級・課長補佐級 懲戒処分 減給10分の1 1か月

部長級・部次長級（事件発生当時）・係長級（2名） 懲戒処分 戒告

8 総括

本事件の原因は、聞き取り調査などにより、当該元職員の「FS 社が請け負ったほうが、秋葉公園の管理がより適切に行うことができる」という思い込みから情報漏洩が行われ、公正な入札が妨害されるに至ったものと確認された。

しかし、起案のやり方や情報管理などに問題があり、不正行為が生まれる「機会」の存在が確認された。

不正につながる「動機」、不正を「正当化」しようとする考えを防ぐことは、職員個人の置かれた環境や意識によるところが大きい。

この「動機」や「正当化」という不正リスクをなくすためには、本市職員としての自覚や組織全体の倫理観の向上などコンプライアンス意識を徹底していくこと、仕事上の悩みや困りごとなどを相談しやすい職場環境づくりといった、常日頃からの継続的取り組み以外に具体的で直接的な解決策はない。

一方、不正が生まれる「機会」を減らす取り組みは、しっかりと想定したリスクへの対策をとることで、不正の芽を摘み取ることができる。

このたびの調査により、入札の準備段階から、制度面、事務の環境といった各観点における課題をリスクと捉え、「6 再発防止策」に対応策を整理した。

今後は、この不祥事を契機に、再発防止策として掲げた各項目について、今後、検討を進め、より具体的な方策を講じ、二度とこのような事件を起こさないよう職員一丸となって職務に真摯に取り組んでいくことが必要である。

事件及び対応の経過

- 令和2年 3月23日 当時秋葉区役所建設課に所属していた元職員が、最低制限価格の記載された付せんをFS社の役員に手渡す。
- 令和2年 3月25日 秋葉区役所建設課発注「秋葉公園管理業務委託」の指名競争入札において、FS社が最低制限価格と同額で落札。
- 令和2年10月 7日 当該元職員及び、FS社の役員2名が官製談合防止法違反などの容疑で逮捕される。
- 令和2年10月12日 臨時庁議を開催し、市長が部・区長等を前に全職員へ訓示
「綱紀の保持及び事務の適正な執行について」を通知
- 令和2年10月15日 「官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム」を設置（第1回チーム会議）
- 令和2年10月20日 全所属長を対象に「服務に関する連絡会議」を開催
- 令和2年10月22日 全庁に「入札・契約事務環境の改善に向けた早急な対応について」依頼
- 令和2年10月23日 全庁に「職場点検・改善報告」及び、「入札・契約事務に関する調査、入札状況調査」を依頼
- 令和2年10月28日 当該事件の容疑者3名が、起訴される。
第2回チーム会議を開催
- 令和2年11月10日 当該元職員を起訴による休職処分とする。
第3回チーム会議を開催
- 令和2年11月11日 市議会全員協議会において市議会報告
- 令和2年11月16日 当該元職員及び、管理監督者等への聞き取り調査を開始
- 令和2年11月24日 第4回チーム会議を開催
- 令和2年12月 2日 全員協議会において、入札等に関する調査の詳細について報告
- 令和2年12月14日 当該元職員を懲戒免職処分
- 令和2年12月15日 法令遵守審査委員会委員に調査内容・再発防止策を説明し、意見聴取
- 令和2年12月16日 第5回チーム会議を開催
職員の綱紀粛正について依命通達

入札・契約事務に関する調査結果

調査対象は、所管課で昨年度と今年度に、入札(※)事務を実施した業務委託及び賃貸借契約です。
 (※)一般競争入札又は指名競争入札を言い、随意契約(一者随意契約、プロポーザル方式)を除く。

○ 抽出所属

抽出所属(準課機関等は課等でとりまとめ)	135
----------------------	-----

○ 各年度対象契約数

R1年度	1,336	56.7%
R2年度	1,021	43.3%
合計	2,357	

○ 契約種類

1 業務委託契約	2,202	93.4%
2 賃貸借契約	155	6.6%
合計	2,357	

R1	業務委託契約	1,268	94.9%
	賃貸借契約	68	5.1%
R2	業務委託契約	934	91.5%
	賃貸借契約	87	8.5%
合計		2,357	

○ 各契約の入札・契約事務状況

1 事務の進め方

問① 別紙「業務委託契約のフロー・リスクとその対応策」に記載されている各事務のリスクに対して、「想定される対応策」に沿って事務が行われていますか。

1 はい	2,120	89.9%
2 いいえ	237	10.1%
合計	2,357	

② ①で「2 いいえ」を選んだ場合は違っている点を記載してください

【主な回答】

- ・ 参考見積の徴取を1者のみからしか徴取していなかった。
- ・ 指名業者が固定化がされていた。
- ・ 予定価格(最低制限価格)を課内の誰もが把握しうる状況にあった。
- ・ 入札通知書を送付する際に、複数人で送付先を確認していなかった。

2 予定価格の算定

問③ 「参考見積の徴取状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 参考見積を徴取する場合、毎回(2回以上)同じ業者から徴取していない	693	29.4%
2 参考見積を徴取する場合、毎回(2回以上)同じ業者から徴取している	622	26.4%
3 参考見積は徴取せず、別の方法で予定価格を算定している	1,042	44.2%
合計	2,357	

問④③で「2」「3」を選んだ場合は、毎回同じ業者から徴取している理由や、別の方法を記入してください

【主な回答】

○毎回(2回以上)同じ業者から徴取

- ・業務の性質上受託できる業者が少ないため、参考見積の徴取先が毎回同じ業者とならざるを得ない。
- ・業務委託の対象となる入札参加資格名簿登録業者数が限られるため。
- ・前年度の入札で落札した業者と次点の業者から徴取業者を選定した結果、前年度の参考見積を徴取した業者と同じとなった。
- ・価格の適正を確保するため、過去に契約実績のある業者や入札参加実績のある業者から徴取したため。
- ・市内業者であることを優先すると対応可能な業者が限定的となるため。
- ・区内の会社であり、本業務について熟知している業者から徴取しているため。
- ・区内及び隣接区に同種の業務の受託実績がある業者が限られているため。
- ・複数の業者に参考見積の依頼をしても断られるため。

○別の方法で算定

- ・土木公共単価・県積算基礎表等を用いて設計している。
- ・積算基準により積算している。
- ・積算システムを用いて予定価格を設定している。

	1	2 同じ業者から徴取あり					3	合計
		①	②	③	④	⑤		
	取 同 な し 業 者 か ら 徴	業 専 者 が 性 限 が 定 高 的 等	で 過 選 去 の 落 札 実 績	通 実 績 の 業 有 者 ・ 業 務 精 定	選 地 域 性 を 考 慮 し	そ の 他 の 理 由	(積 算 等) 別 の 方 法 で 算 定	
1	参考見積を徴取する場合、毎回(2回以上)同じ業者から徴取していない	693	0	0	0	0	0	693
2	参考見積を徴取する場合、毎回(2回以上)同じ業者から徴取している	0	138	189	155	122	18	622
3	参考見積は徴取せず、別の方法で予定価格を算定している	0	0	0	0	0	1,042	1,042
	合計	693	138	189	155	122	1,042	2,357
		29.4%	5.9%	8.0%	6.6%	5.2%	44.2%	100.0%

3 指名業者の選定

問⑤「業者の指名状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 名簿登録業者から指名している	2,285	96.9%
2 名簿登録業者以外からも指名している	11	0.5%
3 一般競争入札のため指名なし	61	2.6%
合計	2,357	

問 ⑥ ⑤で「2 名簿登録業者以外からも指名している」を選んだ場合は、その理由を記載してください。

【主な回答】

- ・ 業務を担える業者が入札参加資格者名簿に登録されていないため。
- ・ 入札参加資格者名簿登録業者においては、当該業務を委託できる業者が1者のみであり、競争性担保のため登録業者以外からも2者指名しているため。

問 ⑦ 「指名業者の固定化の状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 指名業者が毎回(2回以上)、固定化されていない	961	41.9%
2 指名業者が毎回(2回以上)、固定化されている	802	34.9%
3 単発の契約である	533	23.2%
合計	2,296	

※一般競争入札 61

問 ⑧ ⑦で「2 指名業者が毎回(2回以上)、固定化されている」を選んだ場合はその理由を記載してください。

【主な回答】

- ・ 専門的な知識が必要な業務で対象となる業者が限定されるため。
- ・ 業務実績があり、当該業務に精通している業者を指名しているため。
- ・ 確実に履行されるよう、実績や確実性のある業者を指名しているため。
- ・ 区内や隣接区の業者で実績のある業者が限られているため。
- ・ 参考見積依頼時に辞退された業者がいたため、昨年度と同一の業者を指名することとなった。

	1 固定化されていない	2 固定化されている				3 単発契約	合計
		① 業者専門 限定な 定的 で	② 指受 注実 績等 で	③ し地 指域 名性 を考 慮	④ そ の 他		
1 指名業者が毎回(2回以上)、固定化されていない	961	0	0	0	0	0	961
2 指名業者が毎回(2回以上)、固定化されている	0	264	76	409	53	0	802
3 単発の契約である	0	0	0	0	0	533	533
合計	961	264	76	409	53	533	2,296
	41.9%	11.5%	3.3%	17.8%	2.3%	23.2%	100.0%

4 予定価格、最低制限価格の決定

問 ⑨ 「担当職員のライン分けの状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 入札事務(予定価格・最低制限価格の決定)を担当する職員と業務(設計・積算等)を担当する職員の決裁ラインを分けている	781	33.1%
2 入札事務(予定価格・最低制限価格の決定)を担当する職員と業務(設計・積算等)を担当する職員の決裁ラインを分けていない。	1,576	66.9%
合計	2,357	

問 ⑩ ⑨で「2」を選んだ場合は、その理由を記載してください

【主な回答】

- ・ 当該業務を担当した職員が一連の業務として行う方が効率的であると判断しているため。
- ・ 発注内容の再確認や書類の作成誤りの確認などを複数人で確認しているため。
- ・ 設計担当者も入札通知書のチェックに加えているため。
- ・ 決裁ラインを分けずとも適正な事務の執行が可能だと考えたため。
- ・ 業務を担当する職員が入札事務の予定価格の設定などにおいて業務内容に見合った適正価格を判断できるため。
- ・ 特に理由はなく従来から入札事務担当職員と業務担当職員の決裁ラインを分けていなかったため。

	1 る ライン を 分け て い	2 ラインを分けていない				合計	
		1 に業 務効 率化 あり （人 員	2 化チ ェツ ク体 制の 強	3 リス ク な し	4 等 従 来 ど お り の 対 応		
1	入札事務(予定価格・最低制限価格の決定)を担当する職員と業務(設計・積算等)を担当する職員の決裁ラインを分けている	781	0	0	0	781	
2	入札事務(予定価格・最低制限価格の決定)を担当する職員と業務(設計・積算等)を担当する職員の決裁ラインを分けていない。	0	893	536	88	59	1,576
合計		781	893	536	88	59	2,357
		33.1%	37.9%	22.7%	3.7%	2.5%	100.0%

問 ⑪ 「最低制限価格の設定状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 最低制限価格は固定制(※)にしており、その設定率は、年度により変えている	327	13.9%
2 最低制限価格の固定制(※)にしており、その設定率は、毎年度固定されている	675	28.6%
3 最低制限価格は変動制(※)にしている	354	15.0%
4 最低制限価格の設定のない入札事務である	1,001	42.5%
合計	2,357	

※ 固定制・・・予定価格×設定率、もしくは、人件費部分+人件費以外部分×設定率

※ 変動制・・・入札額の平均額に一定の率を乗じて算出する方式

問 ⑫ 「落札状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1 過去3回同じ業者は落札していない	1,377	58.4%
2 過去3回同じ業者が落札している	980	41.6%
合計	2,357	

5 情報管理

問 ⑬ 「予定価格・最低制限価格情報の管理状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1	予定価格・最低制限価格の情報は、特定の職員しか把握できないような管理となっている	867	36.8%
2	予定価格・最低制限価格の情報は、特定の職員以外も見ようと思えば見れる環境にあった	1,490	63.2%
合計		2,357	

6 研修体制

問 ⑭ 「契約事務研修の受講状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1	契約事務に携わる職員(※)はすべて契約事務に関する研修を受講している	46	34.1%
2	契約事務に携わる職員(※)の一部は契約事務に関する研修を受講している	81	60.0%
3	契約事務に携わる職員(※)は契約事務に関する研修を受講しておらず、引継ぎ等に対応している	8	5.9%
合計		135	

※ 業務(設計・積算等)を担当する職員を含む

7 打ち合わせ環境等

問 ⑮ 「業者との打ち合わせ状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1	業務で業者との打ち合わせなどは担当者1人で対応することはない	42	31.1%
2	業務で業者との打ち合わせなどは担当者1人で対応することはしばしばある	93	68.9%
合計		135	

8 働きかけ等

問 ⑯ 過去1～2年にかかわらず知りうる範囲で過去の「業者等の働きかけの状況」について次の選択肢から該当する番号を入力してください

1	業者やそれ以外の者から入札に関する情報を聞き出そうと依頼・接触を図られたことがある	5	3.7%
2	「1」以外でも業者やそれ以外の者から公正な入札を阻害する行為を促されたことがある	1	0.7%
3	働きかけ等はなかった	129	95.6%
合計		135	

9 改善事例の提供等

問 ⑰・ 今回の事件を契機に改善した事例、または改善すべきと感じている項目があれば自由に記載してください。

【主な回答】

- ・ 予定価格・最低制限価格の情報管理のため、決裁文書等は鍵付きロッカーに保管することとした。
- ・ 情報の漏えい防止や適正な取扱いのため、机上の整理と、ロッカーへの収納の徹底を再確認した。
- ・ データを保存しているフォルダにはパスワードを掛けることを徹底し、特定の職員しか把握できないよう改善した。
- ・ 共有フォルダ内にグループ限定のフォルダを作成し、他のグループの職員から見られないよう、情報を管理する環境を整備した。
- ・ アクセス制限をかけた一時保管フォルダを作成し、予定価格などの情報を管理することとした。
- ・ 委託業者との打ち合わせでは担当者1人で対応していたこともしばしばあったが、今回の事件を契機に、今後は可能な限り複数人数で対応することとした。
- ・ 業者との打ち合わせは複数人で行い、その都度面談記録を作成することとした。
- ・ 打ち合わせや面談などの記録を残し、課内で供覧し、業者との対応を見える化することにした。
- ・ やむを得ず業者との打ち合わせを職員一人に対応する場合は、他の職員に近い窓口カウンターで行うこととした。
- ・ 決裁ラインを見直し、業務担当と入札事務担当の決裁ラインを分けた。
- ・ 参考見積徴取時には過去の実績を踏まえつつ、同じ業者からの徴取とならぬよう留意することや、指名競争入札時には指名業者の選定基準、選定理由を整理し、起案文書に書き留めていくことを課内で改めて徹底した。
- ・ 窓口側の職員用パソコンにのぞき見防止スクリーンを設置することとした。

業務委託契約の入札状況調査結果

(1) 調査対象

平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度で最低制限価格と落札額が一致した業務委託契約

(2) 調査結果

○合計 52 件 (H30 : 14、R1 : 20、R2 : 18)

[参考]

・ R1 の全業務委託契約 (1,268 件) に占める割合 約 1.6%

・ R2 の全業務委託契約 (934 件) に占める割合 約 1.9%

○同額の入札があったものは、道路や公園の維持管理の業務委託で、公開されている積算単価に基づき予定価格が算定されているなど、既存の情報を活用し予定価格を算定していた。

○最低制限価格の設定において、予定価格に掛ける率が毎年度固定されていたものが 33 件、年度ごとに変更されていたものが 19 件。

○同額の入札が複数事業者であったため、くじ引きで決定したものが 35 件

○予定価格及び最低制限価格の事後公表の有無については、部署ごとに対応が異なっていた。

(3) 原因と改善の方向性

上記に記載のとおり既存の情報により最低制限価格の推測が可能である。このため、同額入札によるくじ引きが多く発生している。

最低制限価格の設定方法をはじめ、入札実施後の予定価格及び最低制限価格の公表の有無について、部署によって対応が異なっており、制度の見直しや運用面の統一などが必要である。

※委託業務の名称、落札業者等については、翌年度以降の入札事務に影響があるため、非公表とします。

官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム設置要綱

1 チームの名称

官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム

2 目的

令和2年10月7日に秋葉区内の公園管理業務委託の入札業務に関し、新潟市職員が官製談合の疑いで逮捕されたことを受け、事件の原因究明及び再発防止策等の検討を行うことを目的とする。

3 所掌事務

- (1) 官製談合事件の原因究明
- (2) 官製談合事件に係る再発防止策等の検討

4 チームの編成及び構成員の服務

- (1) 副市長を総括者とし、チームの構成員は、総括者の指示に基づきチームの事務に従事する。
- (2) 総務部長及び財務部長を副総括者とする。
- (3) チームの構成員は、10人以内とする。ただし、検討を進める上で必要が生じた場合は、構成員を追加できるものとする。

5 設置期間

令和2年10月15日から当面の間（検討の状況により決定する。）

6 概算経費

関係事務予算に基づき、事務所管課との協議により決定する。

7 庶務

チームの庶務は、総務部行政経営課において処理する。

8 実施期日

この要綱は、令和2年10月15日から実施する。

官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チーム

チーム員名簿

チーム職	職名	氏名
総括者	副市長	高橋 建造
副総括者	理事・総務部長	井崎 規之
副総括者	財務部長	渡辺 東一
チーム員	総務部次長・行政経営課長	本間 金一郎
チーム員	人事課長	梅田 綾里
チーム員	財務課長	高橋 直也
チーム員	契約課長	高山 雅義
チーム員	中央区役所副区長・総務課長	清水 斎
チーム員	西区役所建設課長	渡辺 大介

新潟市法令順守審査会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	職業等
栗田 佳泰	新潟大学法学部准教授
松山 悦子	弁護士
柳 則行	弁護士